

令和 8 年 8 月 2 5 日招集

令和 8 年第 4 回薩摩川内市議会定例会

報 告

そ の 2

報 告 番 号	件 名	備 考
2 3	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成 17 年 3 月 30 日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 10 月 8 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第 9 号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

市道の管理のかしによる事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所
氏 名

2 損害賠償の額 1 6 6 , 9 8 4 円

市道の管理のかしによる事故に関し、相手方に対する損害賠償金

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は、相手方に対し1 6 6 , 9 8 4 円を支払うものとし、相手方は、当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専 決 処 分 す る 理 由

市道の管理のかしによる事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 略

参 考

専決第 9 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 事故の概要

令和 8 年 7 月 2 9 日午後 1 時 4 3 分頃、五代町地内の市道五代・梶下線において起きた事故で、相手方車両が同市道と市道永田・軍原線との交差点方向へ走行中、市道五代・梶下線の側溝の蓋の上を通過した際、当該蓋が跳ね上がり、相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両は車体右側面下部の外板等を損傷したものである。

なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区 分	損害賠償基準額	過 失 割 合	損害賠償額
車両修理代	1 4 5 , 9 8 1 円		
代 車 代	1 9 , 8 0 0 円		
文 書 料	1 , 2 0 3 円		
合 計	1 6 6 , 9 8 4 円	1 0 0 パーセント	1 6 6 , 9 8 4 円
本市は、1 6 6 , 9 8 4 円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額 1 6 6 , 9 8 4 円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。